参考資料１

一般廃棄物の定義と一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項及び条文

１　一般廃棄物とは

（１）廃棄物の定義

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）では、「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。」と定義しています。（法第2条第1項）

ただし、不要物であっても、一般的に有償で取引されるようなものは廃棄物ではありません。

※　廃棄物とは … 占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではありません。

（２）一般廃棄物の種類

法では、「廃棄物」を一般廃棄物と産業廃棄物に分け、区の条例では、一般廃棄物をさらに、「家庭廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けています。

一般廃棄物
- 家庭廃棄物 …… 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいいます。
- 事業系一般廃棄物 …… 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

産業廃棄物 …… 事業活動に伴って生じた廃棄物であって、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の6種類とその他「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（以下「政令」という。）で定めるゴムくず、金属くず、ガラスくず等 14 種類の計 20 種類の廃棄物をいいます。（次頁「産業廃棄物一覧表」参照）

特別管理廃棄物…… 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいいます。法では、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を規定しています。

産　業　廃　棄　物　一　覧　表

（法第２条第４項、政令第２条）

区分	種　　類	具　　体　　例
あらゆる事業活動に伴うもの	1　燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残渣物、その他の焼却かす
	2　汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く。）、カーバイドかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3　廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	4　廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5　廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6　廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）など、固形状・液状の全ての合成高分子系化合物
	7　ゴムくず	天然ゴムくず
	8　金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9　ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（板ガラス等）、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	10　鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、鋳物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	11　がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12　ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13　紙くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニール（PCB）が塗布され、又は染み込んだもの
	14　木くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③ポリ塩化ビフェニール（PCB）が染み込んだもの ④物品賃貸業に係るもの（リース後の木製家具・器具類） ⑤貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。）
	15　繊維くず（天然繊維くずのみ）	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの（羊毛くず等の天然繊維くず） ③PCBが染み込んだもの
	16　動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料とした動・植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなどを含む。
	17　動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18　動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19　動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
20　以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		

２　特別区における一般廃棄物処理のしくみ

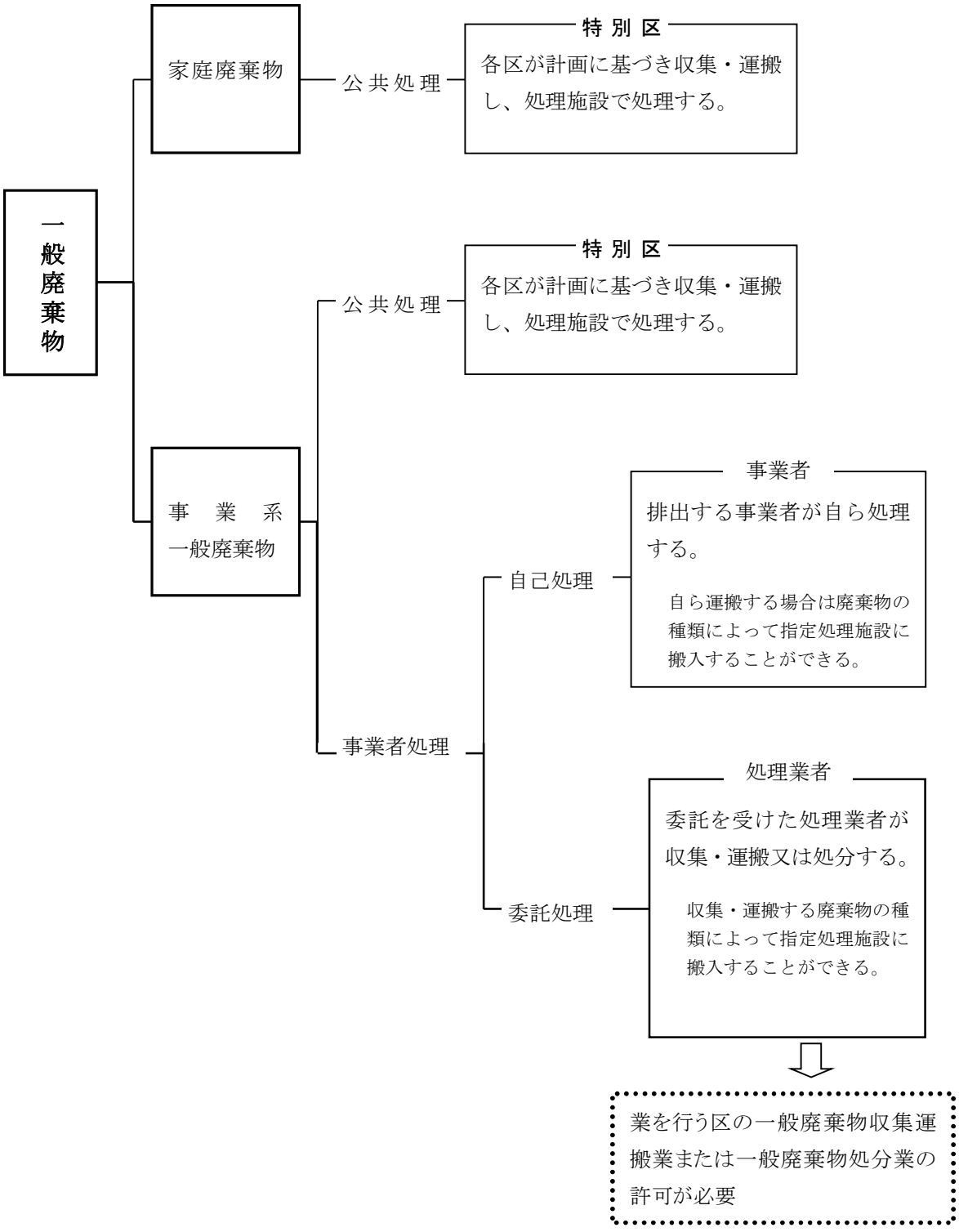

３　一般廃棄物処理基本計画に盛り込むべき事項及び条文

①　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（一般廃棄物処理計画）

第六条　市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

２　一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二　一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

三　分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四　一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五　一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

３　市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たつては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

４　市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

②　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（一般廃棄物処理計画）

第一条の三　法第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、同条第二項各号に掲げる事項を定めるものとする。

③　新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例

(処理の計画)

第 39 条　区長は、規則で定めるところにより、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示する。

2　一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示する。

④　新宿区リサイクル及び一般廃棄物の処理に関する条例施行規則

(一般廃棄物処理計画)

第 25 条　条例第 39 条第 1 項の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画により、次の各号に掲げる事項をそれぞれ定めるものとする。

(1)　一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(2)　一般廃棄物の発生の抑制のための方策に関する事項

(3)　分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(4)　一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(5)　一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
(6)　区長、事業者及び区民の再利用の促進のための取り組みに関する事項
(7)　その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
2　一般廃棄物処理計画には、条例第 54 条第 2 項の規定に基づき、区長が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

⑤　食品ロスの削減の推進に関する法律

（市町村食品ロス削減推進計画）
第十三条　市町村は、基本方針（都道府県食品ロス削減推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画）を踏まえ、当該市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画（次項において「市町村食品ロス削減推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
2　前条第二項から第四項までの規定は、市町村食品ロス削減推進計画について準用する。この場合において、同条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）中「第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画」とあるのは、「第六条第一項に規定する一般廃棄物処理計画」と読み替えるものとする。

⑥　新宿区環境基本条例

(区の責務)
第 4 条　区は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(1)　公害の防止及び生活環境の保全に関すること。
(2)　大気、水、動植物等からなる自然環境の保全に関すること。
(3)　人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。
(4)　良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
(5)　資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
(6)　地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
(7)　前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。